

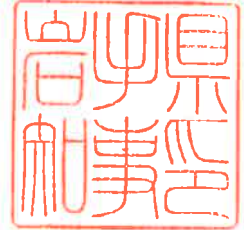
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市青葉区上愛子字坂下1番1号

氏 名 株式会社堀西工業 代表取締役 堀西 一範
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年10月16日

許可の有効年月日 令和 9年10月15日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・ 燃え殻
- ・ 汚泥
- ・ 廃プラスチック類
- ・ 紙くず
- ・ 木くず
- ・ 繊維くず
- ・ ゴムくず
- ・ 金属くず
- ・ ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・ がれき類
- ・ ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成19年10月16日 当初許可

平成24年10月16日 更新許可

平成24年10月23日 事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、ばいじんを追加したこと。
- (2) 産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと。

平成26年 9月16日 変更届出書受理（本店所在地を宮城県仙台市青葉区北目町2番24号から変更したこと。）

平成29年 8月 4日 変更届出書受理（名称を有限会社堀西工業から変更したこと。）

(以下、裏面記載)

平成29年10月16日 更新許可
令和4年10月16日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白